

平成 21 年 第 1 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成 21 年 3 月 26 日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成 21 年第 1 回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第 121 条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前 10 時 00 分）	3
西田政充議長のあいさつ	3
竹内 脩管理者開会のあいさつ	3
諸般の報告	5
出席状況の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議事日程の報告	5
会期の決定	5
議案第 1 号 平成 20 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）	5
湯浅清英総務部長の提案理由の説明	5
議案第 2 号 平成 21 年度枚方寝屋川消防組合予算	7
湯浅清英総務部長の提案理由の説明	7
関連質問	11
西村健史議員の関連質問	11
(1) 消防庁の消防力の整備指針に対する本消防組合の消防力について	
(2) 予防行政の責任が重くなる中での予防課員の減少について	
(3) ドクターカーの実施について	
(4) 改善すべき契約方式について	
(5) 主な明細を来年度から詳しく記すことについて	
(6) 緊急情報管理センターの Is 値について及びこの位置に建設した理由について	
湯浅清英総務部長の答弁	14
西村健史議員の再質問	15
(1) 平成 22 年度以降の採用者について	
(2) 緊急情報管理センターの耐震診断と補強について	
永田登消防長の答弁	16
西村健史議員の要望	16
(1) 消防行政改革の今後の方向性について	
竹内 脩管理者答弁	17
北川健治議員の関連質問	17
(1) 債務負担行為の限度額について	
(2) 地方債の事業の名称等について	
(3) 概要説明欄の内容と表記について	
(4) 給与費明細書の特別職の内容と表記について	
休憩（午前 11 時 06 分）	
再開（午前 11 時 06 分）	

湯浅清英総務部長の答弁	19
休憩（午前 11 時 10 分）	
再開（午前 11 時 10 分）	
湯浅清英総務部長の答弁	20
北川健治議員の再質問及び要望	20
(1) 予算書の債務負担行為において翌年度以降にわたるものの限度額 の修正について	
湯浅清英総務部長の答弁	20
議案第 3 号 枚方寝屋川消防組合議員等報酬及び費用弁償条例の一部改正 について	20
湯浅清英総務部長の提案理由の説明	20
一般質問	22
田中久子議員の一般質問	22
(1) 狭隘な道路が多い地域での火災等における消防車、救急車の出 動について	
(2) 車検切れ車両の管理チェック及び再発防止について	
(3) 車検切れ車両に係る情報開示について	
松岡柁夫警防部長の答弁	23
田中久子議員の再質問及び要望	24
(1) 狭隘な道路状況等の実態把握について（要望）	
(2) 高齢者施設等における査察の実施及び防災対策等の指導につい て（要望）	
(3) 今後における情報開示の公表方法について（質問）	
議了宣告	25
竹内 脩管理者閉会のあいさつ	25
西田政充議長閉会のあいさつ	25
閉会（午前 11 時 36 分）	26

平成 21 年 3 月 26 日（木）

平成 21 年 第 1 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成 21 年第 1 回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成 21 年 3 月 26 日（木）

出席議員（16 名）

1 番	池上	公也	7 番	岡沢	龍一	13 番	福留	利光
2 番	池	真一	8 番	北川	健治	14 番	伏見	隆
3 番	池添	義春	9 番	田中	久子	15 番	松本	順一
4 番	石村	淳子	10 番	西田	政充	16 番	山崎	菊雄
5 番	大隈	恭隆	11 番	西村	健史			
6 番	大森	由紀子	12 番	野々下	重夫			

地方自治法第 121 条による出席者

管理者	竹内	脩	総務部長	湯浅	清英
副管理者	馬場	好弘	警防部長	松岡	柁夫
副管理者	木下	誠	枚方署長	三堀	栄
会計管理者	永田	久美子	枚方東署長	島田	裕
消防長	永田	登	寝屋川署長	仙田	恵造
消防次長	折田	正信	枚方市市民安全部長	奥西	正博
消防次長	谷野	賢二	寝屋川市理事兼人・ふれあい部長	近藤	輝治

議事日程(平成 21 年 3 月 26 日 午前 10 時 00 分開会)

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第1号 平成 20 年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第2号 平成 21 年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合議員等報酬及び費用弁償
条例の一部改正について
- 日程第5 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

(午前 10 時 00 分)

○ 議長(西田政充君) おはようございます。議員各位におかれましては年度末のご多忙の中、本日の消防組合議会にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から平成 21 年第 1 回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

初めに管理者のあいさつを受けます。竹内管理者。

○ 管理者(竹内脩君) 皆さん、おはようございます。平成 21 年第 1 回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様にはそれぞれの市議会におきましてお疲れのところ、また本日は早朝よりご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より消防行政に深いご理解、ご協力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

開会に先立ちまして、先日新聞で報道されました救急車の車検切れの件につきましては、議員各位並びに市民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことを謹んでお詫びを申し上げます。今後こうした事案が二度と起こらないよう再発防止と管理の徹底に努めてまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、昨今の状況でございますが、今年 3 月に入ってから群馬県の高齢者施設での火災、また尼崎市での相次ぐ市場の火災などによりまして多くの尊い生命と財産が失われました。お亡くなりになられた方々に対しまして心からご冥福をお祈りをいたしたいと思っております。災害へのリスクと不安に加えて、昨年秋からの世界的な不況の影響により人々の心の中、そして社会全体に閉塞感と不安感が拡大しつつあることを憂慮しております。こうした時こそ市民生活の安全と安心の確保が何よりも優先して取り組まなければならない課題であり、本消防組合の危機管理能力のさらなる強化は喫緊の課題であると考えます。寝屋川、枚方両市の財政状況は厳しさを増しておりますが、本消防組合では平成 21 年度につきましても消防経営戦略プランに基づき、選択と集中を行いながら、様々な課題に取り組む決意であります。

異常気象による突発的な集中豪雨の発生が今年も危惧される中、浸水対策としてビルやマンション等の地階や冠水の恐れのある道路など管内の浸水危険箇所の把握に努めますとともに、非常事態時の構成両市との連絡連携体制を整備強化いたします。併せて構成両市とともに地域での自主防災活動を積極的に支援し、市民の皆様との連携協力により地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

さて、平成 22 年春に第二京阪道路の全線開通が予定されております。このような状況の中で高速道路上での火災に備え、本消防組合では初めてとなる小型動力ポンプ付きの 10t 水槽車を購入し、通常時の災害だけでなく、大規模災害への備えにも努めてまいります。また、大震災

や特殊災害等への対応力を強化していくため、現有の人員、車両等の消防力の中で工夫しながら、4月に高度救助隊を創設することといたします。

災害時の活動拠点の整備につきましては、今年度の寝屋川本署庁舎の耐震補強工事に続き、平成21年度は昭和56年以前に設計、建築された出張所のうち、耐震調査結果により補強が必要と診断された長尾出張所と三井出張所の耐震補強工事に着手いたします。

新型インフルエンザへの対応につきましては、救急搬送時の感染拡大を防止するため、各種資機材の整備を行いますとともに、関係機関と協議しながら救急医療体制の構築に努めます。また、救急患者の医療機関への搬送につきましても、両市医師会や病院協会等と協力しながら、その環境整備に努めていく考えであります。

火災予防施策につきましては、住宅用火災警報器の設置率を向上していくため、自治会等に対して共同購入の協力を積極的に求めながら、住宅火災による死傷者数の減少に努めます。また、消防法違反の防火対象物の是正に対しても、引き続き組織一丸となって取り組んでまいり所存であります。

消防救急無線のデジタル化や指令機能を有した消防本部庁舎の建て替えにつきましては、昨年11月に設置しました消防情報システム更新計画検討委員会の中で消防救急無線のデジタル化と消防の広域化の推移を見据えながら検討を行っているところであり、間もなく明らかにさせていただきたいと考えております。

職員の採用につきましても、構成両市ともに厳しい財政状況にある中ではございますが、平成21年度は34名の新規職員を採用させていただくとともに、今後とも非常勤特別職員や臨時職員など多様な雇用形態を活用しながら、退職者数を見据えた計画的、継続的な対応に努めていきたいと考えています。

安全や安心に対する市民の期待が一段と高まる中、今後も市民の目線に立った経営改革を基本に、より一層信頼される消防組織を目指し、総力を挙げて取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては温かいご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日は平成20年度消防組合補正予算、平成21年度消防組合予算をはじめ3つの案件を予定いたしております。とりわけ平成21年度当初予算につきましては、厳しい財政状況の中で、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営を図る観点から編成いたしておりますので、よろしくご審議の上、ご同意、ご可決いただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長(西田政充君) 管理者のあいさつが終わりました。

次に事務局から諸般の報告をいたさせます。

○事務局長(島村忠君) ご報告申し上げます。

本日の会議のただ今の出席議員は16名全員出席でございます。

次に例月現金出納検査の結果でございますが、平成20年度11月、12月及び1月、2月執行分を消防本部において監査委員の検査を受けた結果をお手元に配布しております。ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(西田政充君) ただ今、報告しましたとおり出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。

5番大隈議員、8番北川議員、以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

次に事務局職員より議事日程の報告をさせます。

○事務局長(島村忠君) 議事日程

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について |
| 日程第2 議案第1号 | 平成20年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号) |
| 日程第3 議案第2号 | 平成21年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第4 議案第3号 | 枚方寝屋川消防組合議員等報酬及び費用弁償条例の一部改正について |
| 日程第5 | 一般質問 |

以上です。

○議長(西田政充君) ただ今の議事日程により本日の会議を進めます。

最初に日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今議会の会期は本日1日間といたしたく思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) 異議なしと認め、よって会期は本日1日間といたします。

次に日程第2議案第1号 平成20年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。湯浅総務部長。

○総務部長(湯浅清英君) ただ今、上程いただきました議案第1号 平成20年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容としましては、職員数の変動に伴います給料の減額及び退職者の増

加によります退職手当の増額、さらに消防庁舎耐震補強関連の委託料及び工事請負費の減額等を合わせまして増額補正をお願いするものでございます。

それでは議案書1ページの補正予算(第2号)をご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億734万6000円を追加し、補正後の総額を81億1040万7000円とするものでございます。

次に第2条 債務負担行為の補正及び第3条 地方債の補正につきましては、3ページの別表によりご説明申し上げます。3ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為の補正でございますが、消防情報システム保守管理委託等の補正を行い、補正後の限度額を1億6964万1000円とするものでございます。

次に第3条 地方債の補正でございますが、第3表のとおり消防施設整備事業債で5010万円を減額し、補正後の限度額を2億4020万円とするものでございます。

続きまして4ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金は、枚方市、寝屋川市両市からの負担金で9007万5000円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、枚方市5716万4000円、寝屋川市3291万1000円の増額でございます。

続きまして第3款 国庫支出金で196万4000円の増額でございます。この増額の内容につきましては、消防施設整備費国庫補助金では災害対応特殊救急自動車の仕様変更により25万6000円の減額と今年度新たに交付対象となった土木費国庫補助金として消防出張所7カ所の耐震診断等に対します補助金222万円の増額との合計でございます。

次に第4款 府支出金は7万3000円の増額でございます。これは大阪府立消防学校に教官として派遣いたしております本消防組合職員の人件費相当額の精算によるものでございます。

第7款 諸収入は597万2000円の増額でございます。これは今年度、本消防組合から枚方市へ職員1名を派遣したことによります人件費相当額の増額でございます。

第8款の組合債は5010万円の減額でございます。主な要因といたしましては、消防車両及び寝屋川消防署庁舎の耐震補強工事の事業費確定に伴うものでございます。

第8款 繰越金の補正でございますが、これは平成19年度歳計剰余金の8429万9000円のうち、平成20年度補正予算(第1号)で予算化しました2493万7000円を除いた残り5936万2000円を計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。引き続き歳出についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

第3款 消防費の第1目 常備消防費では1億7984万6000円の増額でございます。

これは職員数の変動などにより給料では3947万円の減額、職員手当等では勸奨退職者等10名分の退職手当2億6306万円の増額とその他の職員手当等の増減により2億5296万円の増額でございます。次に10ページをご覧ください。共済費では、給与費の精算に伴い4180万円の減額でございます。また、負担金815万6000円の増額は、構成市の枚方市から消防組合へ派遣されています職員が1名増えたことによる人件費相当額の増額でございます。

第4目 消防施設費の6784万7000円の減額につきましては、8消防出張所の耐震診断等の委託料972万円と寝屋川消防署庁舎耐震補強工事などの工事請負費の確定に伴います5663万1000円の減額及び消防車両等の備品購入費149万6000円の減額との合計でございます。

12ページをご覧ください。第4款 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算により465万3000円の減額でございます。

17ページ以降に給与費明細書、24ページに債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書及び26ページに参考資料を添付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西田政充君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決することにいたします。

次に日程第3議案第2号 平成21年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。湯浅総務部長。

○総務部長(湯浅清英君) ただ今、上程いただきました議案第2号 平成21年度枚方寝屋川消防組合予算の提案理由のご説明を申し上げます。

本予算の編成にあたりましては、社会的な金融危機による国内外の景気悪化の影響を受け構成両市の財政状況が一段と厳しさを増す中、市民の多様なニーズや時代の変化に的確に

対応しながら、効率的、効果的な消防行政サービスの推進に努めるとともに、消防経営戦略プランの基本方針に基づく各推進項目の実現、達成に向けた施策を着実に進め、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すための諸経費を計上させていただいたものでございます。

それでは別冊予算書3ページからご説明申し上げます。

まず第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ76億7246万6000円と定めるものでございます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、5ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為をご覧ください。これは消防情報システム機器の保守点検委託料及び賃借料と消防総務事務の一部を民間事業者へ委託しております委託料との合計1億3391万7000円を計上いたしております。

次に第3表 地方債でございますが、消防防災施設整備事業債といたしまして、限度額1億5220万円を計上いたしております。

3ページに戻りまして、第4条 一時借入金でございますが、最高額3億円を定めるものでございます。

それでは6ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして内容のご説明を申し上げます。

予算総額は歳入歳出ともに76億7246万6000円でございます。前年度と比較いたしますと3億565万8000円の減額、率にして3.8%の減となっております。

それでは歳入よりご説明させていただきます。10ページをお開きください。

第1款 分担金及び負担金は、構成両市による平成20年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました。経常経費分とそれぞれの市で特別経費として負担していただく経費分を加えました結果、枚方市負担金は44億5516万7000円で、対前年度比1億2741万3000円、2.8%の減となっております。按分比率は59.7719%でございます。寝屋川市負担金は29億7526万1000円で、対前年度比9195万7000円、3.0%の減となっております。按分比率は40.2281%でございます。

次に第2款 使用料及び手数料は、危険物関係の許可申請等の手数料等として前年度と同額の890万円の収入を見込んでおります。

次に第3款 国庫支出金は、緊急消防援助隊用車両として登録しております消防ポンプ自動車1台と救助工作車1台、さらに平成21年度新たに登録をします小型動力ポンプ付水槽車1台の合計3台の更新等にかかります消防防災施設整備費国庫補助金としまして5691万6000円の収入を見込んでいます。

次に第4款 府支出金のうち府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします
本消防組合職員1名の人件費相当額 806 万 3000 円を、また第2項 府補助金は、ヘリコプター
一運営補助金としまして 480 万 1000 円の収入をそれぞれ見込んでおります。

12 ページに移りまして、第5款 財産収入 20 万円、第6款 寄附金 100 万円、第7款 諸収入
のうち組合預金利子 1 万円につきましては、科目設定でございます。

諸収入の第2項 雑入は 994 万 8000 円を見込んでおります。この主な収入としましては、防
火管理講習会の受講料収入や職員公務災害見舞金収入などですが、前年度に大きく増額と
なっていますのは、消防組合から枚方市に派遣しております職員1名の人件費相当分を予算計
上したことによるものです。

次に第8款 組合債は 1 億 5220 万円を計上、対前年度比 1 億 3810 万円、47.6%の減にな
っております。この組合債の内容としましては 14 ページをご覧ください。消防ポンプ自動車等の購
入及び長尾、三井両出張所庁舎の耐震補強工事にかかります消防防災施設整備事業債で
ございます。

引き続きまして歳出に移らせていただきます。18 ページをお開きください。

第1款 議会費は前年度と同額の 391 万 1000 円で、議員報酬及び議会運営に要する経
費でございます。

第2款 総務費のうち一般管理費 1 億 1672 万 5000 円は、非常勤職員等の報酬と、20 ペ
ージをお開きいただきまして、庁舎の維持管理経費や消防総務事務の民間事業者への委託経
費などで、前年度と比較いたしますと 469 万円の増額となっております。これは新たに事務の効
率化を図るために特別職非常勤職員を雇用するための経費を予算計上したことによるもので
ございます。

次に公平委員会費につきましては、これまで総務費の項として予算計上していましたが、第2
款 総務費、第1項 総務管理費の第2目として 37 万 8000 円を予算計上したものでございます。
以上、第1項 総務管理費の合計では 487 万 4000 円の増額となっております。

次に監査委員費は 16 万 1000 円で、監査委員の報酬及び運営に要する経費でございます。
なお、監査委員費 17 万 4000 円の減額は、監査委員と公平委員の行政視察を隔年実施として
いますことから、平成 21 年度は公平委員会が実施予定年度にあたっているためでございます。

以上、総務費全体で 1 億 1726 万 4000 円、対前年度比 470 万円の増額となっております。

22 ページをお開きください。第3款 消防費のうち常備消防費は 68 億 2845 万 5000 円で、
前年度と比較しまして 3 億 1138 万 9000 円の減額となっております。これは平成 21 年度定年退
職者数が前年度に比べ6名減少することや、職員の世代交代に伴う給料、職員手当などの人

件費の減少が主な要因でございます。また、その他の事業といたしまして新型インフルエンザ感染防止対策用資機材の整備、フレーム式除染シャワーや救助用ゴムボートなど特殊災害対応用資機材の整備や消防情報システムのセキュリティ強化のためのファイルサーバ導入経費などを予算計上いたしております。

次に36ページをお開きください。広報公聴費は611万8000円で、対前年度比257万9000円の増額となっております。これは住宅用火災警報器早期設置啓発リーフレットを平成19年度に引き続き作成し、枚方市、寝屋川市の全戸に配布するための経費を予算計上したことによるものでございます。

次に38ページをお開きください。職員研修厚生費は5061万8000円で、対前年度比1164万6000円の増額でございます。この主な要因としましては、平成21年度新規採用者34名が前年度に比べ14名増えたことによります府立消防学校での初任科研修経費の増加と大阪府市町村職員互助会の解散に伴う措置としまして、職員福利厚生事業を行うための職員福利厚生委託料を予算計上させていただいたことによるものでございます。

40ページをお開きください。第4目 消防施設費は3億3763万1000円となっております。主な投資的事業は、委託料では消防ビル電話のIP電話化、工事請負費では長尾、三井両消防出張所の耐震補強工事と寝屋川本署、渚出張所、中振出張所の外壁補修工事、さらに枚方東本署の屋上防水工事と補助訓練棟の塗装工事を予定しております。また、消防車両等購入費ではポンプ車、救助工作車、小型動力ポンプ付水槽車等の9台の車両更新などがございます。なお、対前年度比4345万2000円の減額となっておりますが、減額の主な要因は、寝屋川本署耐震補強工事が20年度で完成したことによるものでございます。

以上、消防費全体で72億2282万2000円、対前年度比3億4061万6000円の減額となっております。

次に第4款 公債費でございます。新規発行分及び既存借入分に要する元金及び利子として3億2346万9000円、対前年度比3025万8000円の増額となっております。この増額の要因は、本部・枚方署合同庁舎耐震補強工事にかかります平成19年度起債分の元金償還が平成21年度から始まるためでございます。

42ページをお開きください。第5款 予備費は500万円を計上しております。

最後に、46ページ以降に給与費明細書、54ページに債務負担行為に関する調書及び55ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。なお、58ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、併せてご参照ください。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西田政充君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。西村議員。

○11番(西村健史君) おはようございます。平成21年度枚方寝屋川消防組合の予算が今提案されたわけですが、6点にわたりまして質問をさせていただきたいと思います。

この新年度予算の中には新型インフルエンザ対策用の資機材や先ほどご説明ありました小型動力ポンプ付きの水槽車の購入など、新規に取り組んでおられるそういう姿勢には感謝を申し上げます。

そこで質問に入りたいと思うんですが、まず第1点に消防庁の消防力の整備指針、これは毎回本組合議会の質問の中でも出てまいります、本組合の消防力の今の到達点についてお尋ねしたいと思います。ページ33ページをご覧いただきたいと思うんです。特に今、火災、災害が起こったときに、その戦力になるのはいわゆる交替制勤務職員、私どもよくファイアマンというふうに言っていますが、こういう救急隊員を含んだこういう交替制の勤務職員、この人数です。整備指針では723人必要とされていますけれど、本組合の消防経営の戦略プランでは501人、723人が501人です。しかも現状は497人。平成21年、今年ですね、この4月、来月ですが、3月末で退職なさる方もあります。4月には退職者数と採用者数から492名以下になることが予想されているわけでありまして。このファイアマンを平成15年4月と平成20年の10月、これを比較しました。何人減ったかと。37人の減員となっているわけでありまして。火事のと、出動できる隊員がこれだけ減っているわけでありまして。

平成21年度、この新年度予算、今提案されていますが、前期後期合わせて34人の新規採用の職員、これが府立消防学校で初任教育を受けて、そして消防庁の整備指針に基づく人員にカウントされる。こういうシステムになっているわけですが、これが半年から1年遅れになることから、平成22年の職員採用をもっと増やさなければ、またいわゆる早期退職、定年退職等もあり、これは私ども議員団は反対をしておりますが、消防経営戦略プラン、この職員数の定員適正化計画、これにも達しない。まだこれよりも低いと、こういう状況になりますので、見解を尋ねたいと思います。

2点目です。消防行政のこの責任、これは大変重くなってきました。昨年も質問がなされていますが、予防の課員の減少についてお尋ねしますが、これも消防庁の整備指針では71人です。組合の経営戦略プランでは予防、そして危険物、調査担当を含めて61人、10人減です。現状でどうなのかと本組合で調べましたら55人と、こういうことになってる。私事で恐縮ですが、私が初

めてこの消防組合議会の議員になったときは平成元年でした。今からちょうど 20 年前にこの議会の議員になりました。その当時、質問したときに、この消防同意の問題、またそのほか中高層建築物に対する立入検査、その後の是正指導、この件では昨年も質問もされていますけれど、こういったことが 20 年前と今と比べますと非常に大きな違いを、雲泥の差を私は実感するんです。非常に危機感を覚えるわけであります。消防力の人員は、この予防の部署での絶対に減らしてはいけないんです。もっと強化しなければいけない。このことについての見解を尋ねたいと思います。

3点目です。ドクターカーの実施についてです。ページ 31 ページに救急高度化事業経費が計上されています。消防経営の戦略プランでは平成 23 年度にドクターカーの実施を目指されています。昨今、枚方の市民病院もそうですが、医師、看護師不足の問題がある中、高槻市などでは救急隊員と医師が同乗する、いわゆるワークステーション方式でのドクターカー、これを出動されています。また、大阪市や豊中市では大阪市立大学の病院、また千里の救命救急センターからドクターが病院の救急車を使って事故現場に向かって行くと、こういう形のシステムをとっているわけです。第三次の救命救急センターのある地域で、病院のこの車を使って、そして消防と救命救急センターと連携したドクターカーの運用が行われていない。こういった形のいわゆる消防ドクターカーが大阪府下でないのはもう北河内地域のみ、この北河内地域のみになったんです。計画を平成 23 年度といわず、ドクターカーの運用を早期に実施されるべきだと思いますが、このことについても見解をお尋ねしたいと思います。

第4点目です。契約方式の改善についてです。これは私はもう過去何度も質問をしてみました。その中で今回は特に細かいんですけど、あえて質問させていただきます。工事契約というのは、500 万円以上というのは今、枚方市の契約室などの協力を得て契約をされています。ところが 500 万円未満の場合は本消防組合で対応されているわけであります。消防組合が独自で契約している中で委託の多くが随契になっていると、こういうことがいろんなところで随所に出てまいります。多くの自治体では随契からご案内のとおり指名競争入札、そして一般競争入札、電子入札、こういう形でこの間のいろんな談合問題等含めてそういうことをなくすために公正、公平のため透明性を担保する。こういうことで契約方式を改善されてきているわけであります。本消防組合ではまだまだこういった部分、500 万円未満の部分でも改善すべき方法、これが必要ではないかと、こういうふうに思いますが、見解を尋ねます。

新年度、この平成 21 年度予算が今示されているわけですが、委託で随契でないといけません。こういう場合もあります。そして随契でなくっても、いわゆる一般競争入札、指名競争入札ではなくて一般競争入札でも可能なものがあると私は見えています。1つ1つ精査して、この一覧表にして

示していただきたい。こういうふうと思うわけですが、見解を尋ねたいと思います。

第5にページ 23 ページをご覧くださいと思うんですが、ここに各種委託料とか手数料とかいろいろなものが書かれています。庁舎の管理費の合計金額だけがそこに書かれてあるわけであり、皆さん方これご覧になって、この中でこれは一体幾らするんだらうかと、こういう形で分からない。そういう状況になっています。合計額だけが書かれている。それぞれ主な明細、これはぜひとも来年度からはこういう予算書ではなくって、もう少しここに金額が書けるものについては書いていくと、こういうことで努力していただきたいと思いますが、担当の方の見解を尋ねたいと思います。

最後に緊急情報管理センターの問題です。Is値についてと、そしてこの地に建設された経過のことについてお尋ねしたいと思います。今年の3月 17 日、ついこの間ですが、国土地理院が活断層図を修正いたしました。3カ所あるんです。その3カ所の中に、この私ども枚方市の北中振三丁目のところで約 700mから800mの活断層があるということが新たに判明して、防災対策に活用してほしいと、こういうふうに国土地理院から記者発表も行われたわけであり、本組合の管内でありますこの北中振三丁目というのは、国道 170 号線とそして1号線がぶつかります、いわゆる中振の交差点、そして京阪電車の光善寺の駅、そしてその南側には本消防組合の指令塔とも言える、いわゆる緊急情報管理センターとそして中振出張所があるわけです。中振出張所、この中振出張所と緊急情報管理センター、これは平成3年に建てられています。阪神淡路大震災の前に建てられているわけですが、この場所というのは枚方の活断層のあるところなんです。この枚方の活断層のある上に枚方の、また寝屋川のいざという時のいわゆる司令塔となるべきコンピューターがたくさん置かれているというのは皆さんもご案内のとおりです。そこが活断層の上に建てられている。そういう建物であるわけですが、これが新耐震基準で建てられている。こういうことは建築年度から確認できるわけですが、耐震診断、これされていません。と同時に、今Is値の問題申し上げましたが、このIs値、これはクリアできているのかどうか。今私ども消防庁の方から最低これだけないといけないというのがあります。これはまた2回目で質問いたしますが、この値はクリアされているのか。このことをお尋ねしたいと思います。

ご案内のとおりアメリカや韓国、いろんなところで活断層のあるところでは高速道路をはじめとして、いわゆる公共的な建物はつくらない。活断層上にはそういうものをつくらないということを今お決めになって、現実に活断層上にあるところは公共施設も含めて、民間住宅も含めて撤去していく、移転をしてもらおうと、こういうことになっている。ここで以前から活断層があるということが分かっていた。改めてなぜこの位置に建てられていたのか。そういうことについても質問をさせていただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長(西田政充君) 答弁を求めます。湯浅総務部長。

○総務部長(湯浅清英君) 西村議員よりいただきましたご質問に順次お答えいたします。

1点目の本組合の消防力についてですが、本年4月時点で署の交替制勤務職場に配属されている職員数が経営戦略プランの目標値を下回る状況は、想定以上の早期退職者が発生したことにより生じるものですが、平成21年度前期採用者が消防学校の研修終了後に帰任する本年10月には目標値を維持できるものと考えています。しかし、早期退職者の状況によっては目標値の確保が困難になることも想定されることから、今後も職員数の推移を十分勘案し、新規職員採用者数の決定に努めてまいりたいと考えております。

2点目の予防課員の減少についてですが、ご指摘のとおり予防担当要員につきましても経営戦略プランに示す員数より少ないものとなっております。消防組合では予防行政の重要性を認識し、経営戦略プランの課題として予防行政の改革を掲げ、その実現に取り組んでいるところです。今後は予防業務に精通した職員の育成に取り組むとともに、経験豊かな再任用職員の活用も含め予防人員の確保に努めてまいります。

3点目のドクターカーの運用ですが、管内の第三次医療機関の関西医大枚方病院救命救急センターでは、病院の救急車に医師を同乗させたドクターカーを医療施設間の患者運送時に運行されていると聞いております。今後は関西医大とも連携を図りながらドクターカーの運営に向けた働きかけを関係機関とともに行ってまいりたいと考えています。

4点目の改善すべき契約方式についてですが、本消防組合では公平性、競争性の確保を念頭に、地方自治法などの関係法令に則り適正な契約事務の執行に努めているところです。新年度につきましては業務委託に係る契約方法について個々にその内容を精査検討し、その結果を取りまとめるとともに、一般競争入札が実施可能かどうかも含め、より競争性を高めるための検討を進めてまいりたいと考えます。

5点目の予算書の概要説明ですが、可能なものについては明細についても記載してまいりたいと考えております。

6点目の緊急情報管理センターのIS値についてですが、当施設は新耐震基準後の設計により建築されていることから耐震診断は実施しておりませんが、設計図書からIS値の推計値を確認しているところです。また、当センターが現在の場所に建築された経緯については、消防緊急情報システムの導入を図る際に現在の消防本部庁舎ではスペースの確保や主要構造の改修補強等が困難であったことから、早急な建て替えが必要とされていた中振出張所の建て替えとあわせての事業化が効率的と判断されたものであります。以上です。

○議長(西田政充君) 答弁が終わりましたが、再質問はありませんか。西村議員。

○11番(西村健史君) ご答弁ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

平成22年度以降の職員の採用のことについてであります。ファイアマンという言い方がいいのかどうか、これは今、一般的に使われていますのでそういう呼称を使わせていただきますが、この5年で37の方が、いわゆる火事が起こったときに現場に向かわれる方々ですね。救急の人たちを含めて、消火隊員を含めて37人が減ったと、これは非常に私は驚きました。当初、消防行革が出されたとき、こういったところでは人は減らさない。事務職、そこのところで努力をしていきたいと、こういうことをおっしゃっていたわけです。ところが現実にはこういった現場に向かうファイアマンが37人も減っているということ、これは絶対にあってはならないと私は思うわけです。ましてや地震など起こったときの対応というのはやっぱりマンパワー、こういうことがあります。平成21年度は34人採用していただいたのですが、先ほど申し上げたとおり定年退職、また早期退職というのが想定されています。それでもやはりマイナスになると、こういう状況が想定されるわけでありまして。私は消防長に対して、こんなことでは枚方そして寝屋川管内の市民の生命と安全守っていけない。消防は何よりもマンパワー、そういうふうに使われていますので、消防長の決意をお聞かせいただきたいと思えます。

2点目であります。最後ですが、緊急情報管理センターの耐震診断と補強についてのことなんです。これは新耐震基準で建てられているけれど、耐震診断はされていない。この間、担当の方をお願いをいたしまして建築設計書からIS値、これを教えてくれと、こういうふうに言いましたら、このIS値を出すのはやはり時間が相当かかります。いまだに今、中振のあの出張所と、そして緊急情報管理センターのIS値が分からないと、こういう状況です。調査中と、こういうことでもあります。緊急情報管理センターが建てられ、情報が集中する。そしてまたそこから情報が発信されるようになっている。これは先ほど申し上げたとおりです。頭脳部分になっているんですね。そこが活断層の上に建っていると、そういうことですから、まず最初に耐震の診断を実施すること。補強工事が必要な場合は、今年度これは補正を組む。当然ながらこういう耐震の場合は国の補助とかいような財政上の問題があるというのはよく分かっておりますが、この活断層上にこういった枚方寝屋川消防組合の頭脳部分があるというのが、これについてはやはり一刻も早く何らかの対応をしていかなければいけないというふうに思うんです。

私は昨年も池上議員がおっしゃっていましたが、消防庁長官、この防災拠点の耐震化促進の資料ですね。これを見ましたら0.6、普通のIS値ですが、普通の一般の建築物では0.6以上が必要とされているけれど、防災拠点となる建物では1.25倍～1.5倍以上のIS値が必

要だと書かれているんですね。ところが、これは普通の地面のところ建てられた分なんです。この私が申し上げている中振のこの地、緊急情報管理センター、頭脳部分は活断層上にあるわけです。ですから 1.25～1.5 以下の間にありますから大丈夫です。仮に判明した場合ですよ。大丈夫ですということにはならないわけです。活断層上にありますからね。そういうことで、これは相当な決意をもってやらなければ、耐震診断を即行っていくとか、何らかの財政的な措置、いろんな問題があるというのは私よく分かりますけれど、これについても消防長にお尋ねをしたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長(西田政充君) 答弁を求めます。永田消防長。

○消防長(永田登君) 西村議員の2回目の質問にお答えいたします。

1点目の22年度以降の採用者につきましては、平成22年度以降も目標職員数に対する職員数の推移を十分に勘案し、職員採用者数を決定してまいります。

2点目の緊急情報管理センターの耐震診断と補強につきましては、当該施設は消防組合の消防庁舎耐震化促進計画に基づく耐震診断と補強の対象にはしておりませんが、諸状況を確認、整理をし、耐震診断の実施についても検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長(西田政充君) 答弁が終わりましたが、再質問はありませんか。西村議員。

○11番(西村健史君) 1点だけ最後にお尋ねしたいと思うんですが、ファイアマンというんですか、交替制の職員の方ですね。ほんとにこの5年間で37人も減ってしまったということ、このことに対しては先ほども申し上げたとおり、非常にショックを受けています。私は担当の方をお願いをいたしまして枚方寝屋川消防組合の消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、消防署の現場の方々がこういう改善をしてほしいといういろんな願いを出されている、その意見の写しをいただきました。そういたしますと、職員の方の何人かの方は消防職員の勤務条件のことについて意見を上げられています。職員の日単位の休暇、これが取得できてない、実施されていないと、こういうことで、この消防職員、ファイアマンの方々が非常に苛酷な状況のもとで毎日毎日頑張っておられると。こういう状況が、この少ない人数の中で頑張っているということなんですね。

これは前管理者のもとで消防行革が行われて、そしてこのプランが出された状況の中で、こういう状況が起こってきている。これは火事が起こったとき、地震が起こったとき、災害が起こったときのマンパワー、これではいけないというふうに思うんです。前管理者がこれをお決めになったわけです。今度新しく管理者になられた竹内管理者ですね。この37人も5年間、わずか5年間ですよ。その当時、消防行革が出されたときにはファイアマンは減らさないと、事務職のところでは減らし

ていくんだということをおっしゃってたんですね。ですからこれはちょっと管理者としてのお考えですね。これは担当者の方にはほんとに申し訳ないんですけど、管理者の考えで結構ですから、その思いを述べていただきたいと思います。これで終わります。以上です。

○議長(西田政充君) 答弁を求めます。竹内管理者。

○管理者(竹内脩君) 3度目の質問に対しましてお答え申し上げます。

現在進めております消防経営戦略プランにつきましては、種々の議論の経過を踏まえまして実施しているものであります。ただ時間の経過の中におきまして想定以上の退職者が発生する中におきまして、プランで想定していた職員数を下回る状況が生じておりますけれども、このことにつきましては適正に是正を図る必要がある、このように考えております。

○議長(西田政充君) 続いて質問を許します。北川議員。

○8番(北川健治君) おはようございます。私は予算書の中身について7点にわたって質問をさせていただきます。

1点目は予算書の第2条、債務負担行為のところであります。具体的には5ページの第2表のところでございます。その限度額のところでございますが、先ほど説明ございましたが、限度額のところは1億3391万7000円となっております。これについて債務負担行為に関する調書というのが54ページに添付されております。それまた見ていただけませんか。その一番下のところなんですけど、限度額のところの中ほどの当該年度以降の支出予定額、一番端の左の財源内訳の一般財源のとこ、ここのとこの数値を見ますと3227万8000円となっております。この数値と5ページの第2表の数字が符合しておりません。これについてどちらの数字が正しいかということについてまずお聞きしたいと思います。

第2点目でございます。これが第3条、地方債のところでございます。第3条の地方債の具体的には5ページの第3表 地方債のところでございます。その地方債の目的のところでございます。目的のところにどない書いておるかといいますと、消防防災施設整備事業債と、最後に債と書いておりますね。これ債は不要だということを私は指摘しておきたいと思っております。それは地方自治法施行規則のところに様式が決められております。その第5条、地方債のところで、そのとこの表の下の備考のところに備考の1でございまして、どう書いてあるかといいますと、起債の目的の欄には地方債資金について執行する事業の名称を記載すること。事業の名称ということですから、これは名称にはなっておりません。債と書いてたら不適切な表現であるということですね。これはまず指摘しておきたいと思っております。

それと次の一番右端、償還の方法のところであります。その他というところがございます。そこでどない書いてあるかといいますと、「組合財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償

還又は低利に借換えすることができる」と書いております。そここの最初で、「若しくは」のところです。これは「又は」ではないかということです。「又は」のここは「若しくは」ということでございます。「又は」、「若しくは」の使い方は大変難しいものでございます。法律的にはです。一般的にはそう気にせずに使えますが、私ここへ持ってきております「法律用語の解説」のどこちょっと読ませていただきますと、「又はという接続詞と次に述べる若しくはという接続詞をどう使い分けるかという問題になると、これはまた法制局参事官の卒業論文になるぐらいなかなか難しい点を含んでいます」ということ書いてますな。「又は」、「若しくは」は、意味から言えば、どちらもいわゆる選択的接続詞で、日常用語としては法律上差し支えはないと。ところが法令用語の上ではこれは厳密に使い分けなければいけないということでございます。この2つの言葉は厳格に使い分けられますと。またAかB、あるいはAかBかCかというような単純な並列的な接続詞の場合は「又は」と、小さな接続の場合は「若しくは」を使って、大きな接続の場合は「又は」という使い方でございます。これについて「予算の見方、作り方」という本がございます。これは予算に携わっている方にとってはバイブル的な存在の本らしいんでございます。その本を見てますと、私の言ってる「又は」、「若しくは」のようになっております。このことの使い方について、私は、「又は」が先で、「若しくは」が後ではないかと思っております。そのことについて見解をお伺いしたいと思います。

次に3点目でございます。3点目は21ページを開いていただけませんか。21ページの2目 公平委員会費というところでございます。その概要説明のところでございます。そここのところを読みますと、1. 人材育成・組織活性化事業経費と書いております。ここで書く用語としては不適切ではないかということですね。公平委員のところですね、この用語としては。

次に4点目でございますが、その下の監査委員費のところでございます。これも同様に概要説明のところを見ますと、1. 組織体制整備事業経費と書いてます。これもこことマッチングしておりません。この2点について見解をお伺いいたします。

次に23ページのところでございます。1. 常備消防費のところでございます。これも概要説明のところでございますが、そここのテですね。し尿浄化槽保守委託料(寝屋川・中振)と書いておりますが、寝屋川市は今現在、下水道整備の関係もあって、この点からお聞きしたいんでございますが、寝屋川署消防署のところは今現在下水道に接続されているか否かについてお伺いしたいと思います。

次に41ページでございます。消防施設費のこの、これも概要説明のところでございますが、2のところですね。(1)の消防車両等購入費のところでございます。アからオまで書いてありますが、これの購入台数、それぞれの台数についてお示し願いたいと思います。

次に46ページの給与費明細のところでございます。その区分のところでございますが、本年

度、前年度、比較というところがあります。そのこのこの区分のところで、その他というところがございます。これも地方自治法の施行規則からいいますと、その他の特別職という形で書くのが正確であります。これをまず指摘しておきます。その中でその他はそういう意味であるのかどうかということがございます。それとその他の特別職というのであれば、その他の特別職について、具体的な役職等についてどういう方がおられるかについて示していただきたいと思っております。

以上、7点について質問させていただきます。これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長(西田政充君) 暫時休憩をいたします。

(午前 11 時 06 分 休憩)

(午前 11 時 06 分 再開)

○議長(西田政充君) 再開をいたします。

答弁を求めます。湯浅総務部長。

○総務部長(湯浅清英君) 今、北川議員の方から7点にわたってご質問をいただきました。

予算書のあり方というのは関係法令に基づいて分かりやすい表示をするべきだということで、そういうことに基づいたご質問だというふうに考えております。そのうちまず1点目の債務負担行為の表示でございますが、5ページの第2表の債務負担行為の限度額につきましては、平成16年度設定分以降当該年度設定分までの支出予定額の合計を限度額としております。その内訳につきまして54ページの債務負担行為調べを参照していただければ結構だというふうに考えております。

それと第5番目にいただきました寝屋川の下水状況ですが、汚水槽があるということで、一定そのことの保守委託が必要だというふうに理解をしております。

それと最後にいただきました46ページの給与明細書の特別職のうち、その他の14人の内訳でございますが、情報公開個人情報保護審査会委員が5名、公平委員会の委員が3名、監査委員が2名、特別監理官が1名、産業医が1名、それに加えて平成21年度から新たに事務の効率化を図るために雇用を予定しております特別職非常勤の職員を2名加えて14名となっております。

それとあと予算書の記載について何点かご指摘をいただきました。内容については両市の法制担当と十分に協議をしながら、また慣例法規も照らし合わせて改めるべきところは改めていきたいというふうに考えております。

○議長(西田政充君) 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 10 分 休憩)

(午前 11 時 10 分 再開)

○議長(西田政充君) 再開いたします。

湯浅総務部長。

○総務部長(湯浅清英君) 1点答弁漏れがございました。予算書 41 ページの車両購入の詳細ですが、ポンプ車両が2台、事務連絡車が4台、救助工作車が1台、機械積載車が1台、小型動力ポンプが1台、合計9台となっております。以上です。

○議長(西田政充君) 答弁終わりましたが、再質問はありませんか。北川議員。

○8番(北川健治君) ご答弁どうもありがとうございました。私ちょっと措置ですね、これはちょっとおかしいんじゃないかというところですね。54 ページのところですね。その債務負担行為に関する調書のところでございますが、これは限度額、先ほど言いましたですけど 3227 万 8000 円、それと当該年度以降の支出額 3227 万 8000 円、それと一番右端のところですね、3227 万 8000 円。これについては3つとも 1 億 3391 万 7000 円に修正する必要があるということと思うんですが、そのことについて再度お聞きしたいと思います。

これ以外については来年度以降について改善していただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(西田政充君) 答弁を求めます。湯浅総務部長。

○総務部長(湯浅清英君) 今いただきましたご質問については、再度確認してご報告申し上げたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長(西田政充君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) ご異議なしと認め、本案は原案とお決することにいたします。

次に日程第4議案第3号 枚方寝屋川消防組合議員等報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。湯浅総務部長。

○総務部長(湯浅清英君) ただ今、上程いただきました議案第3号 枚方寝屋川消防組合議員等報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の 28 ページをお開きいただきたいと思ひます。

今回の改正は、平成 20 年 6 月に地方自治法の一部が改正され、議員の報酬等に関する規定とその他の非常勤職員の報酬等に関する規定を明確に分離するとともに、名称を議員報酬に変更するものでございます。また、報酬を年額から月額に改めますとともに、これまで議員等交代月に月払いで支給していましたが、報酬を月の途中で就職、離職した場合、日割り計算で支給する方法に変更するものでございます。さらに、平成 19 年 8 月に前管理者の刑事事件に関連しまして報酬の減額と一時差し止めについて 2 件の特別措置条例を制定したところでございますが、このことから管理者以外の議員及び非常勤職員等につきましても同様の取り扱いを明確にするため、追加改正するものでございます。また、消防組合議員及び非常勤職員が公務のため旅行したときの費用弁償の額と支給方法について、別表の整理と枚方寝屋川消防組合職員旅費条例の準用を明確にしました。そのほか各条項についても所要の整備を行い、本条例の施行日を平成 21 年 4 月 1 日からとするものでございます。

それでは内容につきましては参考資料の新旧対照表に基づきご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の 32 ページをお開きください。

議員の報酬等に関する規定とその他の非常勤職員の報酬等に関する規定を明確に分離したことから、題名につきましても枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例と改めました。

第 1 条は、組合議員の報酬等の支給方法については地方自治法第 203 条の規定を根拠とし、その他の非常勤職員の報酬等の支給方法については同法第 203 条の 2 の規定を根拠とすることを規定しました。

第 2 条は、議員報酬月額の対象となる別表の規定をしました。

第 2 条の 2 は、その他の非常勤職員の報酬月額の対象となる別表の規定をしました。

第 3 条は、議員報酬及びその他の非常勤職員の報酬の支給方法や日割り計算の方法を規定しています。

恐れ入りますが、議案書の 33 ページをご覧ください。

第 4 条は、議員報酬及びその他の非常勤職員の報酬の減額に関すること、第 4 条の 2 については、一時差し止めに関する規定をしております。

恐れ入りますが、議案書の 34 ページをご覧ください。

第 5 条は、組合議員及び非常勤の職員が公務のため旅行した場合の費用弁償の額の規定及び支給方法に関する規定をするとともに、別表については議員報酬の対象となる表とその他の非常勤職員の対象となる表を分離して明確に規定しました。

恐れ入りますが、議案書の 31 ページにお戻りください。

附則の第1条でございますが、この条例の施行日を平成21年4月1日からとするものでございます。

附則第2条第1号及び第3号につきましては、以前に制定いたしました特別措置条例の規定を今回の改正にて規定したことから、枚方寝屋川消防組合条例第6号及び第7号を廃止するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(西田政充君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決することにいたします。

次に日程第5 一般質問を行います。一般質問につきましては田中議員から通告がありましたので、田中議員の質問を許します。田中議員。

○9番(田中久子君) 一般質問の機会を得ましたので、質問させていただきます。

地域道路の調査についてです。狭隘な道路や袋小路で消防車進入が困難な成田東が丘地域において昨年火災が起きました。地域的に直線では1km弱の範囲内にある三井出張所の消防車が中振出張所の消防車より遅く、119番覚知から8分を超えて到着したとお聞きいたしました。後になぜなのかとお聞きしますと、夜10時過ぎ、現地の近くまで来て、辻を間違えて進入したが、袋小路でバックするため遅くなったとのこと。この地域は袋小路や狭隘な道路が多く、行き違いの場合など特に大きな規格の車両は通過しにくい場所となっています。私が住んでいる国松町でも狭隘で、袋小路や坂道が多くあります。寝屋川ではこのような道路が多く、消防車の運転手にとっては大変な道路状況だと察します。しかし、できる限り短時間で現地に到着するために、日常的に地域の道路状況など調査活動を行い、実態を把握し、出動に備えることが求められますが、どのような対策をとっておられるのか、お聞きいたします。

次に先日消防組合からの説明があった問題で、車両の管理チェック、再発防止についてです。昨年8月30日から9月3日の5日間、救急車の車検切れに気づかず、枚方消防署渚出張

所から計 20 回出動させていた事件であります。第1に、車検を受ける予定の車両でなくても、消防本部が車検点検一覧表に何月何日廃車と記載すべきだと考えます。これは基本的問題であり、初歩的ミスだったと考えますが、見解をお聞きいたします。

第2に、この問題の車が使えないと分かっていたならば、渚出張所から救急車が使用できなくても、他の署や出張所から救急車が代替車として使用できなかったのかどうか、お聞きいたします。

次にこの事件に関しての情報開示についてです。昨年9月中旬に車検切れを発見し、警察に10月中旬に届け出されたとお聞きいたしました。今年3月5日、新聞社からのこの事件に関して取材があり、その日の夕方に消防組合議員にファックスで内容を送付、3月6日金曜日、新聞に掲載された後、3月9日月曜日、寝屋川の消防組合議員に説明するという事態になっています。なぜ新聞社から取材のある前、例えば昨年10月の警察に届け出した頃に消防議員に情報を公開されなかったのかをお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

○議長(西田政充君) 質問が終わりました。答弁を求めます。松岡警防部長。

○警防部長(松岡 枢夫君) 田中議員のご質問にお答えします。

まず1点目の地域道路の調査についてでございますが、警防活動を適切かつ円滑に実施するため、署所管管轄区域を分割して警防担当区を定めております。各警防担当区を職員に割り振り、担当員として消防に関する事象、例えば防火対象物等、消火栓、様々な事象を調べておいたり、狭隘な道路状況等の地域調査を通年業務として実施しております。また、警防担当区の担当員を定期的に交代させ、より多くの職員が自署管内を把握できるような体制をとっております。今後も警防担当区調査を継続しまして、自署管内の地域情勢を詳細に把握し、迅速かつ的確な消防活動が行えるように努めてまいります。

次に2点目の自動車検査証の有効期限切れの車両の管理チェックと再発防止についてでございますが、今回の事案発生の大きな要因は、自動車検査証の有効期限が切れるまでに廃車手続きを行うべきところ、事務所管課が廃車手続きを忘却したことであり、廃車車両予定表を月間車検一覧表に記載していなかったことであります。再発の防止策としまして、車両の廃止や車検法定点検の実施日を分かりやすく記載した月間車検点検一覧表に加えて、同内容を記した年間車検点検一覧表を作成し、各部署に通知することにいたしました。これによりまして各部署の車両事務に携わる職員が廃車予定車両、車検満了日、法定点検日の確認を行うことができるようになりました。

非常用救急車両の運用につきましては、各署に2台、組合全体で6台の非常用救急車両を配備しております。自署の非常用救急車両が運用できない場合は、他署の配備しております非

常用救急車両を活用することが可能でありますので、非常の際については各署から対応しております。今後も車両関係事務に全力で取り組み、再発防止の徹底を図ってまいりたい所存でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして情報開示についてでございますが、自動車車検証の有効期限が切れた救急車の運行について事実を確認した後、速やかに枚方警察署に届け出を行いました。申告後の捜査等の妨げにならないよう公表を控えさせていただいたものでございます。なお、捜査等の進捗にあわせて原因調査し、解明し、再発防止策の徹底を図るとともに、捜査結果に基づき、必要な関係職員の処分等あわせて公表する予定でございましたので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(西田政充君) 答弁が終わりました。再質問ありませんか。田中議員。

○9番(田中久子君) ご答弁ありがとうございました。再質問を行わせていただきます。

寝屋川では住宅の過密や入り組んだ狭隘な道路実態があり、救急活動に大変苦勞があると察します。しかし、この火災の現場周辺の住民の方たちは、住んでいる地域で火災など再びあれば救急車や消防車が遅く到着し、家や家財、もしや命までもなくすのではと不安を感じるとの声があります。これは寝屋川の他の地域でも当てはまるところが多くあります。昼間だけでなく、夜や道路工事中など、あらゆる場合を想定し、常に地域の道路状況の実態把握を行い、問題があれば自治会や警察などの協力を得て、問題解決に向け努力することや、また把握していることによつて別の道を選択するなど、一秒でも速やかに消防、救急活動が行える調査や把握と、そして調査把握できる警防職員増を求めておきます。

調査に関連いたしまして要望したいと思います。21日、群馬県での高齢者施設「静養ホームたまゆら」の火災で高齢者が10人亡くなりました。亡くなられた方たちにはご冥福をお祈りいたします。この施設は無届けの老人ホームであり、介護施設不足による安い費用の施設であり、防災面のチェックがされていなかったとのことです。本消防組合において枚方、寝屋川市内にある老人ホームで火災報知器など防災対策がされているかどうかの査察を取り組み始めているとお聞きいたしましたが、早期に全施設査察を行い、防災対策がされていない施設に対して指導することを要望しておきます。

次に車検切れ救急車の問題ですが、その救急車が車検切れであると分かっていたら、他の救急車を使うことができたということですから、初歩的ミスで事が大きくなったと言えます。チェック機能がきちんとされる体制を求めておきます。

事故がなかったからよかったものの、事故になっていた場合、自賠保険は効かないため、けがや入院などあれば全額補償となります。また、運転手には道路交通法に関わって免許減点や罰

金が科せられます。そのほか検察から消防組合に対して処分はどのようになるのかは今後示されるでありますが、このようなことが二度と起こらないように求めておきます。

最後に情報開示についてですが、この件だけでなく、これまでも問題があれば隠すという傾向が感じられます。問題をなくす方向であれば、隠すのではなく、早急に二度と繰り返さないための対策を考え、問題を明らかにし、結果が出るまで日数がかかるものについては途中であっても経過を示すべきあると考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長(西田政充君) 質問が終わりました。答弁を求めます。湯浅総務部長。

○総務部長(湯浅清英君) 田中議員の2回目の質問にお答えします。

消防組合では市民等へ開示すべき情報は事柄に照らし、適宜判断し、公表をしてきたところですが、今後も開示すべき事柄につきましては議員ご指摘のように途中経過等も含め、適宜適切に公表をするように努めてまいります。

○議長(西田政充君) 答弁が終わりました。再質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西田政充君) これにて田中議員の質問を終結いたします。以上をもって一般質問を終結します。

これもちまして本日の会議に付された案件はすべて終わりました。

閉会に際し管理者からのあいさつをお受けいたします。竹内管理者。

○管理者(竹内脩君) 閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、年度末何かとお忙しい中、提案申上げました諸案件について慎重なご審議をいただき、ご可決いただきましたことに、まず厚く御礼を申し上げます。本日の議会でちょうだいしましたご意見、ご提言、ご指摘につきましては、今後の消防行政の執行に十分に反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、冒頭お伝えいたしましたとおり、消防組合では平成21年度も消防経営戦略プランに基づき、選択と集中を行いながら、経営改革を基本に今後とも消防体制の整備、また危機管理体制の強化に努めてまいりる決意であります。

議員の皆様には、誰もが安心して暮らし続けることができるまちの実現と信頼される消防の実現のため、今後ともお力添えいただきますようよろしくお願ひ申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長(西田政充君) 管理者のあいさつが終わりました。

高いところからではございますけれども、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、本日早朝よりお忙しい中、議案審議のためにお集まりいただきまして、熱心かつ慎

重にご審議いただきましたことを厚く御礼申し上げます。この1年間、皆様方のご支援、ご協力によりまして、また野々下副議長の支えを得まして無事議長の職務を全うできました。とりわけ今回は消防組合の皆さん方のお取り計らいなどによりまして、梯子車やあるいは消防ヘリへの搭乗などの体験型の研修であるとか、あるいは本日ご可決いただいた議案として報酬に係る改革についても進めることができたと思っております、非常に実りのある1年を過ごさせていただいたというふうに深く感謝をいたしておるところでございます。

最後になりますけれども、枚方市そして寝屋川市の市民の安全、安心なまちを守っていくために、今後とも消防行政に対しましてより一層のご支援とご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

それではこれもちまして本日の会議を終了させていただきます。どうもお疲れさまでございました。

(午前 11 時 36 分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成 21 年 3 月 26 日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 西 田 政 充

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 大 隈 恭 隆

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 北 川 健 治